相談したいとき、話を聴いてもらいたいときは…

杉並区子どもの権利相談・救済窓口

なにかもやもやする…、誰かに話をきいてほしい…など、どんなことでもお話を聞きます。どうしたらよいのかあなたと一緒に考えます。

フリーダイヤル　0120-7373-34（なみなみ みんなよし）

電話以外にも、メール、LINE、WEBフォーム、窓口、手紙、でも相談できます

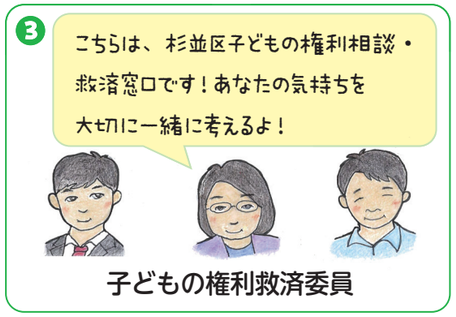

くわしくはコチラから

相談できる曜日・時間

月・水・金
13時から19時まで

土
10時から16時まで

※火・木・日・祝日、年末年始はお休みです。

・秘密は守ります
・お金はかかりません

相談の流れは?

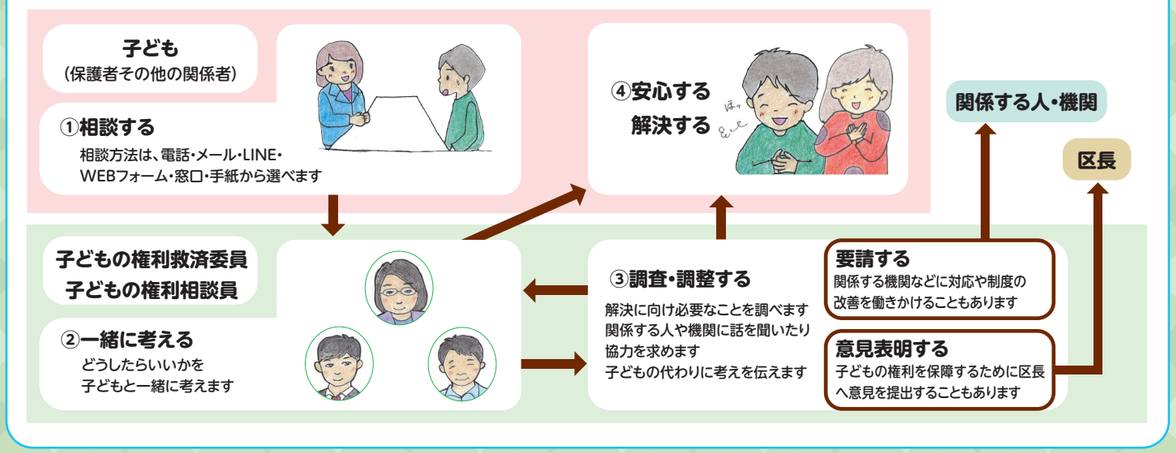

「杉並区子どもの権利に関する条例」や「条例に基づく区の取組」について詳しくはコチラ

【インターネット】検索　杉並区子どもの権利に関する条例

発行　令和７年９月　　杉並区子ども家庭部子ども政策担当課

〒166-8570　杉並区阿佐谷南１丁目 15-1　TEL：03-3312-2111　FAX：03-5307-0686

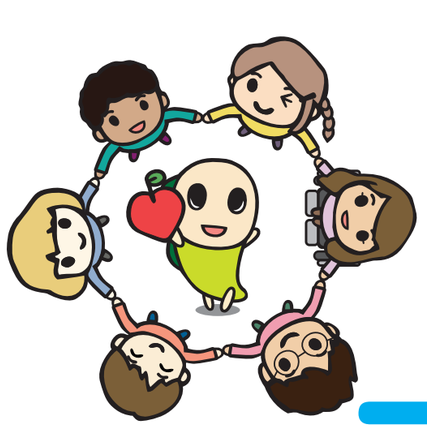

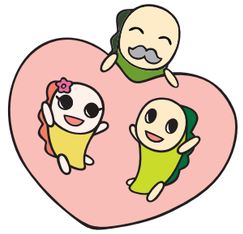

杉並区

子どもの権利に関する条例

杉並区は、「すべての子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会」を目指して「杉並区子どもの権利に関する条例」を定めました。

子ども

18歳に満たない者

心身の状況や置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められるものを含む

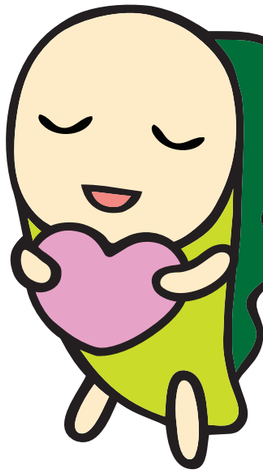

杉並区

※このリーフレットやリーフレットに描かれているなみすけたちは、子どもワークショップの参加者が考えたデザイン案を基に作成しました。

条例の全文はコチラ

すべての子どもには大切な「権利」があります

子どもの「権利」とは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれながらに持っているもの

杉並区子どもの権利に関する条例 基本理念

全ての子どもについて、 差別的取扱いを受けることがないようにすること、その意見を尊重すること、その最善の利益を考慮すること及びその健やかな成長が図られること

安心して生きる権利

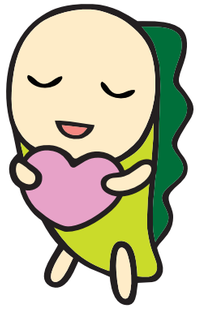

- 命が守られます。健康に生きて成長することができます。
- 一人ひとりが大切にされて、愛されます。
- 知られたくないことは秘密にできます。
- 安心してすごす居場所を持てます。

自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が大切にされます。
- 興味や関心があることに取り組むことができます。

育つ権利

- 年令や成長に合わせて、いろいろなことを勉強したり、自分のやりたい遊びができます。
- ゆっくり休むことができます。

意見を聴かれる権利

- 必要な情報を知り、自分の思いや考えを伝えることができます。
- 子どもの思いや考え、意見が大切にされます。

守られる権利

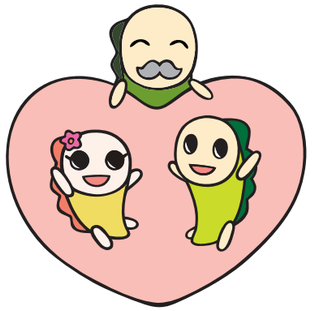

- 暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの心や体が傷つくような言葉や行動から守られます。
- 心や体が傷ついたときは、すぐに助けてもらったり、救ってもらうことができます。

個別の必要に応じて支援を受ける権利

- 国や性別などを理由に差別されません。
- それぞれの子どもの状況に合った助けが受けられます。

子どもの権利を守るために

子どもを取り巻く大人の役割

区

- 子どもの意見を聴き、子どもに関する様々な取り組みを考えて、保護者などと協力して行います。

保護者

- 子どもの意見を聴き、子どもにとって最も良いことを考えます。
- 子どもが安心･安全に暮らすことができる生活環境を確保します。

子ども関係施設

- 子どもの意見を聴き、その意見を尊重します。
- 子どもが安心・安全に過ごすことができる環境を整備します。
- 子どもからの相談に対応できるようにします。

区　民

- 子どもの意見を尊重し、子どもが様々な社会活動に参画できる機会を確保します。

事業者

- その会社で働く人が仕事と子育てを両立できるような職場環境を整えます。

杉並区の取組

子どもの年齢や発達の程度、環境に応じて以下に取り組みます。

- 子どもの権利の保障に関する施策を推進するために仕組みを整えます。
- 子どもが意見を表す機会を確保します。
- 子どもや保護者などが、子どもの権利について相談しやすい体制を整えます。
- 子どもの権利に関する普及啓発や子どもに関わる大人への研修を実施します。
- 暴力等を防止し、暴力を受けた人の相談や救済に取り組みます。
- 子どもや保護者に必要な支援を行います。
- 必要な居場所が確保できるようにします。
- 子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めます。